

広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 再資源化施設等の届出（第4条～第10条）
- 第3章 汚泥の適正な処理の確保（第11条～第17条）
- 第4章 雜則（第18条～第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、広島市が発注する公共工事に伴い発生する汚泥（以下「汚泥」という。）の処分先として再資源化施設を利用するうえで必要な事項を定めることにより、資源の有効利用と汚泥の適正な処理の確保を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「汚泥」とは、掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。

- 2 この要領において「再資源化」とは、汚泥を処理し、資材、原材料又は製品として第三者に有償で売却することができる状態にすることをいう。
- 3 この要領において「受入処理」とは、汚泥を受け入れ、汚泥に物理的又は化学的処理を行い、再資源化に適した性状にすることをいう。
- 4 この要領において「再資源化施設」とは、廃掃法第14条第6項の規定に基づき産業廃棄物処分業の許可を受けた者が、汚泥を再資源化している施設をいう。
- 5 この要領において「受入処理施設」とは、廃掃法第14条第6項の規定に基づき産業廃棄物処分業の許可を受けた者が受入処理を行っている施設のうち、再資源化の長期的な契約に基づき、受入処理後の汚泥を再資源化施設に搬出しているものをいう。

（適用）

第3条 この要領の規定は、工事現場においてトラックの荷台に積載できるよう固化したうえで、現場から搬出された汚泥を取扱う再資源化施設又は受入処理施設に適用する。

第2章 再資源化施設等の届出

（再資源化施設等の届出）

第4条 再資源化施設において産業廃棄物処分業を営む者（以下「再資源化施設管理者」という。）又は受入処理施設において産業廃棄物処分業を営む者（以下「受入処理施設管理者」という。）は、広島市長が当該施設に汚泥を受け入れ、再資源化できる施設として、認めることを欲するときは、広島市長に次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の職・氏名
- (2) 受入処理施設及び受入処理施設を介して再資源化を行う再資源化施設又は再資源化施設（以下これらを「再資源化施設等」という。）の設置の場所
- (3) 再資源化施設等の種類

- (4) 再資源化施設等において行う処理方法
 - (5) 再資源化施設等の処理能力
 - (6) 再資源化施設等の位置、処理方式、構造及び設備（位置、構造及び設備については図面をもつて記載すること。）
 - (7) 受入基準
 - (8) 過去5か年間の廃掃法に基づく改善命令、措置命令等の行政処分及び措置状況
- 2 前項の規定による届出は、単独で再資源化を行う再資源化施設にあっては、別記様式1の届出書により行うものとする。また、受入処理施設を介して再資源化を行う再資源化施設にあっては、別記様式2の届出書により、受入処理施設管理者及び再資源化施設管理者が連名で行うものとし、この場合は、受入処理施設及び再資源化施設のそれぞれについて前項各号に規定する事項を届け出るとともに、当該受入処理施設管理者と当該再資源化施設管理者とが連携して処理を行うことを証する書面として、両者との間で締結した契約書の写しを添付するものとする。
- 3 本条による届出は、広島市との契約の申し込みを意味するものではない。

（届出書の添付書類）

第5条 前条の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 廃掃法第14条第6項又は第14条の2第1項の規定に基づく許可証の写し
- (2) 廃掃法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定に基づく許可が必要な場合はその許可証の写し
- (3) 再資源化された資材、原材料又は製品が第三者に有償で売却され、かつ、一般市場に流通している過去3か月以上の実績を証する書面
- (4) 第8条に規定する誓約書

（汚泥の再資源化に係る透明性確保についての協力要請）

第6条 広島市長は、第4条の規定に基づき届け出た者（以下「申込者」という。）に対し、汚泥の再資源化に至る一連の処理が適正かつ円滑に行われていることについて、透明性を確保するため、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 本市発注工事の受注者（以下「受注者」という。）又は本市職員からの求めに応じ、廃掃法第12条の3の規定に基づく産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）のほか、汚泥が確実に再資源化されていることを裏付ける書類等を提出すること。
- (2) 汚泥の発生から再資源化が終了するまでの一連の処理について、受注者又は本市職員が、汚泥の処理が適正に行われていることを確認するために必要な範囲において写真撮影を行うことを了承すること。
- (3) 前号の写真撮影のため、受注者又は本市職員が再資源化施設等の敷地内に立ち入る必要が生じたときは、受注者又は本市職員の求めに応じ、当該施設の管理・運営上の支障にならない範囲で、敷地内に立ち入ることを認めること。

第7条 前条第1号に規定する書類等は、個別に広島市長と申込者が協議して具体的に定めるものとする。

（協力要請に応じる場合の誓約書の提出）

第8条 申込者が、この要領で規定する内容に賛同し、第6条に規定する協力要請に応じ、かつ、次項に規定する事項を広島市長に誓約するときは、これを証する書面（以下「誓約書」という。）を広島市長に提出するものとする。

2 前項により誓約する事項は、申込者が再資源化施設管理者の場合にあっては、次の第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げるものとし、申込者が受入処理施設管理者及び受入処理施設を介して再資源化を行う再資源化施設管理者の場合にあっては、次の第1号から第5号に掲げるものとする。

- (1) 第6条に規定する協力要請に応じること。
- (2) 再資源化後の資材、原材料又は製品を第三者に有償で売却し、かつ、再資源化施設にこれら又は汚泥が滞ることのないようにすること。
- (3) 受入処理施設に汚泥又は受入処理後の汚泥が滞ることのないようにすること。
- (4) 再資源化施設等において、万一、事故又は紛争等が発生した場合、当事者間でこれらの問題を解決するものとし、広島市に迷惑は一切かけないこと。
- (5) 法令及びこの要領の規定を遵守すること。

(申込者への見積依頼)

第9条 広島市長は、第4条の届出があった場合において、次の各号のすべてに該当するときは、申込者に対し、汚泥の処理費用の見積書の提出を求めるものとする。また、次の各号すべての要件を満たさないときは、理由を付して「広島市の公共工事に伴い発生する汚泥を搬入することができる施設としては認められない」旨、申込者に対し通知するものとする。

- (1) 汚泥の1日あたりの処理能力が、10立方メートル以上あること。
- (2) 届出のあった再資源化施設等における処理に必要な廃掃法に基づく許可が、有効であること。
- (3) 再資源化された資材、原材料又は製品が、第三者に有償で売却され、かつ、一般市場に流通している過去3か月以上の実績を有し、適切かつ円滑に再資源化が行われていると認められること。
- (4) 第8条に規定する誓約書が提出され、かつ、第6条に規定する再資源化の透明性確保のための協力要請に申込者が、応じることが確実であると認められること。
- (5) 廃掃法に基づく改善命令、措置命令等の行政処分を過去5年以内に受けていないこと、又は、これらの処分を受けたことのある場合において、処分を受けたのち、必要な措置を講じ、既に是正されていると認められること。
- (6) 届出のあった再資源化施設等において、関係法令に違反しないと認められること。

(申込者への通知とその意義)

第10条 広島市長は、前条で依頼した見積書の提出を受け、当該申込者の再資源化施設等に係る情報を整理したもの（以下「一覧表」という。）を、工事担当課に送付したときは、遅滞なく、「広島市の公共工事に伴い発生する汚泥を搬入することができる施設として認める」旨、申込者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、受注者が当該申込者の再資源化施設等に汚泥を搬入することを妨げないことを意味するものであって、本市が汚泥の搬入を保証するものではない。また、当該通知により、本市が当該申込者の再資源化施設等において再資源化された資材、原材料又は製品について、いかなる法的又は技術的な認証を行うものでもなく、本市はこれらの再資源化された資材、原材料又は製品の購入に関し、一切の義務を負わない。

第3章 汚泥の適正な処理の確保

(受注者による適正処理確保の責務)

第11条 受注者は、排出事業者として廃掃法第12条第5項の規定に基づき、汚泥が適正に処理されていることについての確認を行うものとする。

(適正処理の確認方法)

第12条 汚泥の発生から再資源化に至る適正処理の確認は、次の各号に掲げるものによるものとする。

- (1) マニフェストA票、同B2票、同D票及び同E票（ただし、二次マニフェストE票等、高次のマニフェストがある場合は、それらの写しを含む。）
- (2) 第7条の規定に基づき定めた書類等
- (3) 汚泥が再資源化されるに至る処理過程についての写真撮影を含む追跡調査

(適正処理の確認に係る資料の提出)

第13条 受注者は、前条の規定に基づいて行った確認に係る資料を発注者に提出するものとする。

(適正処理が行われていないと認められる場合の措置)

第14条 受注者は、汚泥の処理が適正に行われていないことを発見したときは、排出事業者として、個別の状況に応じた適切な措置を講じるとともに、工事担当課の現場監督員に届け出るものとする。

(実績報告書の提出)

第15条 広島市の公共工事に伴い発生する建設汚泥を搬入することができる再資源化施設等において、産業廃棄物処分業を営む者（以下「再資源化施設等管理者」という。）は、毎年4月末までに、前年度1年分の建設汚泥受入れ・再資源化（年度）実績報告書を広島市長へ提出するものとする。

(再資源化施設等への搬入中止)

第16条 汚泥を搬入することができる再資源化施設等において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広島市長は、一覧表から当該再資源化施設等に係る情報を抹消するものとする。

- (1) 届出のあった再資源化施設等に係る廃掃法に基づく許可が取り消されたとき。
- (2) 第6条の規定する汚泥再資源化の透明性確保のための協力が得られないとき。
- (3) 廃掃法に基づく改善命令、措置命令等の行政処分を受けたとき。
- (4) 第20条の規定に基づき受入中止の事前届出があり、受入中止となるとき。

2 汚泥を搬入することができる再資源化施設等において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広島市長は、一覧表から、当該再資源化施設等に係る情報を抹消することができる。

- (1) 届出書、添付書類又は誓約書（以下、これらを「届出書等」という。）の内容に虚偽の記載があったとき。

(2) 届出の内容と異なった方法で汚泥の処理を行うなど、届出書等への記載と異なる行為があったとき。

(3) 第19条の規定による届出内容の変更により、第9条各号のいずれかに該当しないものが生じたとき。

(4) 関係諸法令に違反する等、不正な行為があったとき。

(5) この要領の規定に違反する行為があったとき。

(6) 周辺環境への配慮を怠り、地域住民との間で紛争が生じたとき。

3 前項の規定によるほか、広島市長は汚泥を再資源化する必要がなくなったと認めたときは、再資源化施設等に係る情報を一覧表から抹消するものとする。

4 広島市長は、前3項の規定により一覧表から再資源化施設等に係る情報を抹消したときは、工事担当課にその旨を通知する。また、前2項の規定により一覧表から再資源化施設等に係る情報を抹消したときは、当該再資源化施設等管理者に通知するものとする。

(産業廃棄物指導課の協力)

第17条 環境局業務部産業廃棄物指導課は、広島市域内の再資源化施設等における汚泥の適正処理の確保に関して、都市整備局技術管理課（以下「技術管理課」という。）からの要請に基づき協力するものとし、広島市域内に第16条第1項第1号又は第3号に該当する、又は該当すると認められる再資源化施設等があるときは、技術管理課に通知するものとする。

第4章 雜則

(汚泥の受入れを拒否する場合の理由書の提出)

第18条 再資源化施設等管理者は、汚泥の土質が当該再資源化施設等の受入基準を満たさない、あるいは、受入能力を超える等の理由により、汚泥の受入れを拒否する場合は、その理由を記載した書面を受注者に提出するものとする。

(届出内容を変更する場合の事前届出)

第19条 第10条の規定に基づき通知を受けた再資源化施設等管理者が、第4条第1項の届出の内容を変更しようとするときは、1か月前までに書面により、広島市長に届け出るものとする。

(汚泥受入中止の場合の事前届出)

第20条 第10条の規定に基づき通知を受けた再資源化施設等管理者が、汚泥の受入れを中止しようとするときは、受入れを中止する1か月前までに書面により、広島市長に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。